

## 事業系一般廃棄物持込手数料の改定について

事業系一般廃棄物の持込手数料については、平成30年3月の小平市一般廃棄物処理基本計画の改訂により、構成3市共同で見直すことが計画に盛り込まれております。

また、令和2年5月14日付けの小平市廃棄物減量等推進審議会答申において、近隣市との均衡を図ると共に、東大和市・武蔵村山市とも連携しながら、事業系持込手数料の見直しを行うことが提言されました。

さらに、前回の小平市廃棄物減量等推進審議会において、山谷会長の「事業系ごみ処理手数料について」の研修を受け、各委員からのアンケート結果では、事業系一般廃棄物持込手数料の改定が必要であるという意見が多くありました。

加えて、環境省が作成した「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成25年4月更新）においても、市町村は、事業系一般廃棄物排出事業者から廃棄物処理原価相当額を徴収することが望ましいとされています。

以上のことを踏まえ、事業系一般廃棄物持込手数料について、小平市の現状と改定の必要性について、以下のとおりまとめました。

### 1 事業系一般廃棄物持込手数料の現状について

#### (1) 小平市の事業系一般廃棄物持込手数料について

現在の小平市の事業系一般廃棄物持込手数料は、条例により1キログラムあたり24円となっています。この金額は、手数料の改定が行われた平成10年4月1日当時の事業系一般廃棄物処理原価を基に算定されたもので、現在まで改正されておられません。

#### (2) 小平市の事業系一般廃棄物処理原価について

事業系一般廃棄物処理原価の算定方法は、①小平・村山・大和衛生組合における構成3市負担金と、②東京たま広域資源循環組合における構成3市負担金を、③構成3市の小平・村山・大和衛生組合への一般廃棄物搬入量で除して求めると定められ、構成3市で合意しています。

令和2年度現在の事業系一般廃棄物処理原価は、1キログラムあたり42.9円であり、事業系一般廃棄物の処理原価と持込手数料24円との差は、18.9円となっています。

○令和2年度 事業系一般廃棄物処理原価算定式

$$\frac{1,843,804 \text{千円 (①)} + 852,824 \text{千円 (②)}}{71,261 \text{トン (③)}}$$

$$= \underline{\underline{42.9 \text{円/1キログラム}}}$$

(3) 多摩26市の事業系一般廃棄物持込手数料について

多摩26市の事業系一般廃棄物持込手数料については、下記「多摩26市事業系一般廃棄物持込手数料比較表」のとおり、最も高額な市は稲城市で43円であり、最も低額な市は小平市で24円となっています。平均額は、36.4円であり、小平市の手数料との差は、12.4円となっています。

(4) 小平・村山・大和衛生組合構成3市間の持込手数料について

多摩26市の各衛生組合内の持込手数料は、下記「多摩26市事業系一般廃棄物持込手数料比較表」のとおり、小平・村山・大和衛生組合と多摩川衛生組合を除き、構成市間で同額となっています。また、多摩川衛生組合については、稲城市が他の構成市より1円高くなっていますが、他の構成市では同額となっています。

小平・村山・大和衛生組合だけが、構成3市で異なる金額であり、武蔵村山市と小平市の手数料の差は、14円となっています。

多摩26市 事業系一般廃棄物持込手数料 比較表

| 衛生組合     | 自治体  | 手数料(円/kg) | 衛生組合         | 自治体  | 手数料(円/kg) |
|----------|------|-----------|--------------|------|-----------|
| 多摩川衛生組合  | 稲城   | 43        | 多摩ニュータウン環境組合 | 八王子  | 35        |
|          | 府中   | 42        |              | 町田   |           |
|          | 国立   |           |              | 多摩   |           |
|          | 狛江   |           | ふじみ衛生組合      | 三鷹   | 35        |
| 浅川清流環境組合 | 小金井  | 42        | 調布           |      |           |
|          | 日野   |           | 単独           | 東村山  | 35        |
|          | 国分寺  |           | 西多摩衛生組合      | 青梅   | 30        |
| 西秋川衛生組合  | あきる野 | 40        |              | 福生   |           |
| 単独       | 立川   | 40        |              | 羽村   |           |
| 単独       | 武蔵野  | 40        | 単独           | 昭島   | 30        |
| 柳泉園組合    | 清瀬   | 38        | 小平・村山・大和衛生組合 | 武蔵村山 | 38        |
|          | 東久留米 |           |              | 東大和  | 25        |
|          | 西東京  |           |              | 小平   | 24        |

## 2 事業系一般廃棄物持込手数料改定の必要性について

### (1) 事業者の廃棄物自己処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例により、事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。

そのため、事業者は、原則として、市が行う一般廃棄物処理の費用を全額負担することが望ましいとされます。

したがって、事業系一般廃棄物持込手数料については、市が負担する一般廃棄物処理原価と同等にする必要があります。

### (2) 廃棄物の減量及び資源化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例により、事業者は、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めることが規定されています。

山谷会長の「事業系ごみ処理手数料について」の研修で示されたとおり、事業系一般廃棄物処理手数料の増額と事業系一般廃棄物の減量には、相関関係が見られます。

したがって、事業系一般廃棄物の減量及び資源化のため、事業系一般廃棄物持込手数料の増額が有効であると考えられます。

### (3) 多摩26市間の事業系一般廃棄物持込手数料の均衡

多摩26間で事業系一般廃棄物持込手数料の均衡を図ることにより、手数料格差に起因する事業系一般廃棄物の市内外への流出入の防止効果が見込まれます。

したがって、事業系一般廃棄物処理手数料を多摩26市の平均額に近づける必要があります。

### (4) 小平・村山・大和衛生組合構成3市での手数料の統一化

小平・村山・大和衛生組合構成3市で手数料を統一化することにより、事業者から、一般廃棄物処理原価と同等の手数料を徴収することに対する理解を得やすくなるが見込まれます。

また、将来的に、構成3市の手数料を小平・村山・大和衛生組合で一括徴収することにより、市及び事業者の負担軽減を図ることについて、その実現可能性を検討することが構成3市で合意されています。

したがって、事業系一般廃棄物処理手数料を小平・村山・大和衛生組合構成3市で統一化する必要があります。